

盛岡市立幼稚園保育料（利用負担額）の改定について

1 趣旨

盛岡市立幼稚園の保育料は、市内の私立幼稚園の保育料より著しく低額となっていることから、適正化を図るため、保育料を改定したものです。

2 改定した理由

- (1) 市内の私立幼稚園の平均保育料は、月額約20,000円ですが、市立幼稚園の保育料は、月額 5,900円で、著しく低額であったことから、見直す必要がありました。
- (2) 平成25年度包括外部監査において、保育料及び入園料について、「受益者負担の適正化及び私立幼稚園との格差是正の観点から定期的な見直しが必要である。」と指摘されていました。
- (3) 平成27年4月にスタートした「子ども・子育て新制度」においては、市町村ごとに受けられる保育・教育等子育て支援に対する保護者（利用者）負担の方式（応能負担）が示されていることから、現行の市立幼稚園の保育料（定額）を見直す必要がありました。

3 改定の内容

- (1) 保育料
 - 【現 行】 月額 5,900円
 - 【改定後】 無料から月額19,000円までの範囲で、所得に応じた額
（保育料の算定に当たっては、「子ども・子育て新制度」に移行した私立幼稚園に適用される「盛岡市教育・保育施設利用者負担額表」1号の利用負担額と同額（表1）を適用）
- (2) 入園料
 - 【現 行】 入園料 3,800円
 - 【改定後】 廃止
（幼稚園の入園料の取扱いについて、国が「新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが基本となる。」と示していることから、廃止）
- (3) 保育料の算定期間
 - 【現 行】 年度の定額料金
 - 【改定後】 毎年度9月に保育料を改定する。4～8月分は前年度の市民税額を基に、9～3月は当年度の市民税額を基に算定

4 改定時期 平成30年4月1日

（平成29年9月定例会第70号議案「盛岡市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例について」平成29年9月29日議決 平成29年9月29日公布 盛岡市条例第30号）

5 経過措置

- (1) 改定後の保育料は、平成27年4月2日以後に生まれた園児（平成30年4月1日以後に3歳になる園児）に適用（表2参照）。
- (2) 平成27年4月1日以前に生まれた在園児及び入園児は、改定前の保育料等（現行の保育

料と入園料)を適用(表2参照)。

(3) 改定による激変緩和措置として、(1)の園児については、平成30年度及び31年度は段階的に引き上げた額の保育料を適用し、平成32年度からは、表1の保育料を適用。

6 その他

国の基準額の見直し等により、「盛岡市教育・保育施設利用者負担額表」中、1号の利用負担額に見直しが生じた場合は、盛岡市立幼稚園保育料も見直します。

<参考>

○ 盛岡市立幼稚園の現状

(1) 市立幼稚園数 4園(太田, 米内, つなぎ, 好摩)

(2) 在園児数(平成29年5月現在) 83人(平成28年度より9人減)

内訳(定員)	太田(55)	米内(70)	つなぎ(35)	好摩(70)
3歳児	8	5	1	11
4歳児	9	2	4	10
5歳児	12	9	0	12
計	29	16	5	33

(3) 保育料 月額 5,900円

(平成13年度に改定。好摩幼稚園は、玉山村合併後緩和措置を経て平成20年度に同水準となる。)

(4) 入園料 3,800円 (同)